

○深川市教育委員会教育長交際費支出基準

平成22年1月25日

教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、教育長交際費が教育行政執行のために外部との交際上必要な公の経費であることにかんがみ、その支出に関し一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(平27教委訓令4・一部改正)

(種別、支出範囲等)

第2条 教育長交際費は、教育行政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で、次に掲げる支出区分に基づき、必要最小限度の額を支出するものとする。

区分	内容
祝儀等	式典、祝賀会、会議、行事等における祝金、祝花、祝酒、会費等への支出
行政推進費	意見交換、情報交換等のための懇談などの会食代、来客への土産代、記念品代、贈答品代等への支出
弔慰金等	葬儀における香典、供花等への支出
渉外費	各種団体への負担金、各種協賛金、賛助金等への支出
その他	上記項目に定めるもののほか、教育長が特に必要とする経費への支出

(平27教委訓令4・一部改正)

(支出状況の公開)

第3条 教育長交際費の支出年月日、支出金額及び支出内容については、市のホームページにおいて公開するものとする。ただし、その内容が非公開情報（深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号）第5条第1項において公開しないことができる第1号から第6号までに規定する情報）に該当するものであるときは、当該該当する部分は公表しない。

(平27教委訓令4・一部改正)

(基準の改正)

第4条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、教育長交際費の支出に関し必要な事項は、教育長がその都度定める。

(平27教委訓令4・一部改正)

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。